

資格確認書について

マイナンバーカードを持っていない方や、カードリーダー操作が困難でマイナ保険証での受診が難しい方等は、「資格確認書の交付申請」を事業主経由でいただくことにより健康保険証の代替となる証明書（資格確認書）を交付します。

※2025年11月の一斉交付については申請書不要です

（注）有効期限があり、更新が必要です。

健康保険資格確認書	
本人（被保険者） 年 月 日交付	
記 号	番 号 (枝番)
氏 名	
性 別	
生 年 月 日	年 月 日
資格取得年月日	年 月 日
一部負担金の割合 発 効 年 月 日	割 年 月 日
有 効 期 限	
保 険 者 番 号	
保 険 者 名 称	印
保 険 者 所 在 地	

注意点

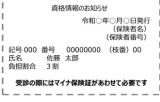
有効期限があります。（毎年11月末日まで）

期限を過ぎたものは返却不要となりますので適切な方法で自己破棄（シュレッダー・ハサミで切断など）いただいても構いませんが、ご自身の資格情報（記号・番号・資格取得日など）を他に確認する手段がない場合※、記載されている情報が各種手続きで必要になるため、お手元で保管ください。

※マイナポータルでログインするためのスマートフォンをお持ちでない場合等

有効期限内に退職・扶養取消・情報変更が生じた場合は、手続きの際に事業主経由での返却が必要となります。

各種資格書類の違い

	形状	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ保険証 ※マイナンバーカードに健康保険証 利用登録を済ませたもの 	カード型 (プラスチック)	①カードの取得手続き (自治体に交付申請) ②カード取得後、 健康保険証の利用登録	保険資格の「証明」 ※有効期限あり (5年・10年)	医療機関受付のカードリーダーで読み取り
資格確認書 	A4用紙型 はがき型 (厚紙)	加入時や必要時に事業所 経由で豊島健保へ申請 ※健康保険証が有効な加入者 は一斉に豊島健保から自動交付 (2025年12月迄に)	保険資格の「証明」 ※有効期限あり (毎年11月末まで)	医療機関受付で掲示
資格情報のお知らせ 	カード型 (紙)	資格取得時もしくは 資格情報変更時に 豊島健保から自動交付	・ 資格情報の確認 ・ 保険資格の「掲示」 ※「証明」にはならない	マイナンバーカードと一緒に 医療機関受付で掲示 (資格情報のお知らせのみでは 不可)

- ◆「資格確認書」は健康保険証の代替証明となります。
マイナ保険証をお持ちでない方に対し、代わりの証明書として交付します。
- ◆「資格情報のお知らせ」は単体では証明にはなりません。
ご自身の加入情報（保険組合名・記号・番号・資格取得日等）を確認いただくための通知です。
豊島健保で加入対象者のマイナンバー確認と国のシステムに加入登録を行った方に送付しています。

交付について

資格確認書の交付申請手続きについては以下の通りとなります。

①2024年11月末までに健康保険証が交付済みの方

2025年12月迄に
対象者へ資格確認書を送付



②2024年12月1日以降に加入する本人・家族等

手続き時に発行希望記載・交付申請書提出
資格確認書を発行致します



海外駐在の方について

2015年以前から海外に出国しており、マイナンバーが未付番の方は、2025年12月迄に対象者へ資格確認書を送付致します。



2025年12月迄に
対象者へ資格確認書を送付予定



申請不要

マイナンバーカードを国外で利用可能となりました

令和6年5月27日から、日本国籍の方は、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました。

現在マイナンバーカードを持っていない海外在住の日本国籍の方（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）もマイナンバーカードを申請することが可能です。

マイナンバーカード受取後、保険証利用登録を行う事で、一時帰国の際に医療機関受診時マイナ保険証として利用が可能です。

資格確認書は有効期限がございますので、ぜひ国外転出用のマイナンバーカード申請・保険証利用登録をお願いいたします。

詳しくは、「国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法」

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>にてご確認ください。